

## 答案添削用シート

採点項目	評価コメント
形式面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 審査基準の設定にこだわりすぎず、「憲法上の問題点」を論点ごとに記載することを意識しましょう。</li> <li>2 見出しで何を問題としているのか、わかるように記載すると採点者に予見可能性を与えることができます。</li> <li>3 一文は長くなり過ぎないように意識しましょう。</li> <li>4 規範とあてはめに整合性がつくように意識しましょう。</li> <li>5 当事者の立場に立った主張か、回答者の主張か、分かりやすいように記載するとなお良いです。</li> </ol>
内容面	<p>本件では、エホバの証人退学処分等取消訴訟上告審判決（最高裁第二小法廷平成八年三月八日）を意識しながら、判決が前提としている事実関係との異同を意識させ、どの事実がどう変われば、結論が変わり得るのか、思考訓練をさせることが出題の趣旨です。</p> <p>問題文にちりばめられた事実関係を拾って、憲法論として議論することを意識すると良いです。 判決との相違点として例えば①剣道⇔水泳②退学⇔2/5の評価③代替措置を検討していない⇔公平性・中立性を考えている などの違いがあります。</p> <p>また、生徒の1/4がA国民であることをどのように使うか、“腕の見せ所”となります。 X側の立場としては、肌を露出しない戒律が特にB教にとって重要であり、授業にも欠席をするのではなく、出席し、レポートを提出していたこと等を強調していくこととなります。</p> <p>他方、乙中学校側としては、B教徒の生徒の中にも、実際に水泳の授業に参加している者もあり、実際に参加した者とレポート提出に留まるものとの間で、体育の評価に差異を設けるのはむしろ当然であること等を主張すべきでしょう。</p>
講師からのメッセージ	<p>司法試験や予備試験の過去問は極めて良問が多いので、非常に良い学習機会となります。</p> <p>今回の設問は、今後の学習において”裁判例など、学習した内容を本試験でどのように活かせるか”を意識して学習する良い機会になったかと思います。</p> <p>また、他者から答案を読まれる機会は、読み手を意識した答案作成にとって非常に有意義です。</p> <p>ぜひ、今後も、読み手を意識した答案作成を心掛け、頑張ってください！</p>